## 協議第51号関係資料(協議項目24-12-関係)

## ○ 下水道使用料

- ・ 算出方法(平成23年度におけるモデルケース(使用水量21m³の場合)として下水道使用料を算出する。)
  - ① 平成15年度の料金表から使用水量21m3の現行使用料を算出する。
  - ② 平成15年度の使用水量21m³周辺の使用料収入額と使用水量から平均の1m³単価を算出し、その単価から21m³の使用料を算出する。
  - ③ ②で算出した使用料と、現行の21m<sup>3</sup>使用時の使用料との較差比率を補正係数として算出する。
  - ④ 平成15年度の使用料収入総額のうち、21m³周辺の使用料収入額の割合を求める。
  - ⑤ 各市町村から提出された、平成23年度の経営推計から供給単価(1 m³単価)を算出し、平成15年度の有収水量をもとに平成23年度に置き換えた場合の使用料収入総額を算出する。
    - · 供給単価239円
  - ⑥ ⑤で算出した平成23年度の使用料収入総額に、④の割合から平成23年度の使用水量21m³周辺の使用料収入額を算出する。
  - ⑦ ⑥の使用料収入額と平成15年度の使用水量から平成23年度の21m³周辺の1m³単価を算出する。
  - ⑧ ⑦の1 m³単価から21 m³の使用料を算出し、その料金を③で算出した補正係数を用いて補正し、各市町村の平成23年度の使用水量21 m³の下水道使用料とする。
  - ⑨ ⑧で算出した各市町村の使用料を給水戸数、検針回数を勘案して平均し、平成23年度の使用水量21 m³の場合の新市の下水道使用料と位置付ける。
  - ※ なお、料金体系が異なるため、伊那市住宅団地汚水浄化施設使用料、高遠町・長谷村の市町村整備の合併浄化槽の使用料、長谷村の農業集落排水 施設の使用料は、この計算に含まれません。
- 現行使用料(使用水量21 m³/月の場合) 現行下水道使用料は下表のとおりです。

現	行	下	水	道	使	用	料	金	(単位:円)
伊那市				高遠町				長谷村	
3,428				3,559			•	3,600	

## 協 議 第 51号 関 係 資 料 (協議項目24-12- 関係)

## ○ 公共下水道の使用料の現況㎡

区分	伊那市	高遠町	長谷村
対象者	1. 使用料の徴収 ・ 市長は、公共下水道の使用者から使用料を徴収する。 ・ 前項の規定による使用料は、2 使用月毎、当該使用月における公共下水道の使用について、納入通知書により徴収する。	1. 使用料の徴収 ・町は、公共下水道の使用者について、使用者から使用料を徴収する。 ・使用料は、高遠町水道事業給水条例及び高遠町営簡易水道条例に規定するメーター点検日又は町長が定める定例日の属する月分又はその日の属する月分及びその前月分として1カ月ごとに徴収する。 ・使用料は、納入通知書又は口座振替通知書により徴収する。 ・月の中途において、公共下水道の使用を開始し、又は中止したときの使用料は次に定めるところによる。 ・使用日数が15日以内のときは基本料金の2分の1とする。ただし、基本水量の2分の1を超過した場合、又は使用日数が15日を越えるときは第2項の規定により徴収する。 ・一時使用の使用料は前納させることができる。この場合において使用料の積算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から使用を廃止した旨届出があったとき、その他町長が必要と認めたときに行う。	
使用料額	2. 料金の算定 ・使用料は、使用者が排除した汚水の量により算出するものとし、その額は、別表に定めるところにより算出した基本 料金と従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、この額に1円未満の端数を生じ たときは、端数金額を切り捨てるものとする。 ・使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。 ①水道水を使用した場合は、木道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合 において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態線を勘案し て市長が認定する。 ②水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする。この場合において、市長が適当と認める箇所に使用者付 計量装置を取り付けて、市長がその使用水量を認定する。ただし、計量装置の取付けが不可能な場合は、使用者の使 用の態線を勘案し市長が認定する。 ③製氷業その他の営業でその営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく 異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量を認定する時からず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の非除した汚水の量を認定するものとする。 ④一時使用による公共下水道に排除する汚水の量については、使用者の一時使用の態線を勘案して市長が認定する。 ・使用月の中途において、使用者が公共下水道の使用を開始し、又は廃止したときの基本料金は、次のとおりとする。 ・使用月の中途において、使用者が公共下水道の使用を開始し、又は廃止したときの基本料金は、次のとおりとする。 ・使用月の中途において、使用者が公共下水道の使用を開始し、又は廃止したときの基本料金は、次のとおりとする。 ・使用の事なにおいて、使用者が公共下水道の使用を開始し、又は廃止したときの基本料金は、次のとおりとする。 ・使用の事なにおいて、使用者が公共下水道の使用を開始し、又は廃止したときの基本料金は、次のとおりとする。 ・使用の事を配えるのm3以下の部分 140 円 20m3を超え100m3以下の部分 140 円 20m3を超え100m3以下の部分 190 円 60m3を超え100m3以下の部分 190 円 60m3を超え100m3以下の部分 230 円 100m3を超え300m3以下の部分 230 円 300m3を超え30m3以下の部分 250 円 100m3を超え300m3以下の部分 250 円 100m3を超え300m3以下の部分 250 円 200m3を超え30m3以下の部分 250 円 200m3 20m3 20m3 20m3 20m3 20m3 20m3 20m	<ul> <li>2. 使用料の算定         <ul> <li>・使用料は、高遠町水道事業給水条例及び高遠町営簡易水道条例に規定するメーター点検日現在の上水道及び簡易水道水使用水量又は町長が定める定例日現在の排水量により1月につき算定する。</li> <li>・使用料の額は、使用期間1月につき次の表に定めるところにより算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数を生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする。</li> </ul> </li> <li>種別 基本料金</li></ul>	
平成15年度 決算額	対象者 38,804件 356,402千円	対象者17,246件 77,913千円	